

令和 6 年度

**国の施策並びに予算に関する提案・要望
(教育関連)**

令和 5 年 7 月

大 阪 府

日頃から、大阪府教育行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府では、大阪全体の教育力の向上をめざし、平成 25 年に策定した「第 1 次大阪府教育振興基本計画」の計画期間が終了し、新たに今年度から 10 年を計画期間とする「第 2 次大阪府教育振興基本計画」を策定しました。

第 2 次計画では、第 1 次計画下におけるこれまでの取組みを継承していくとともに、グローバル化に対応した英語教育や外部人材の活用、教員の働き方改革等、大阪の教育を取り巻く状況の変化にしっかりと対応し、子どもたちの未来を拓く教育の実現に取り組みます。

これらを踏まえ、令和 6 年度の国家予算編成にあたりましては、国の責任における教育施策の充実・強化をより一層図るとともに、本府の財政状況や課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、提案・要望事項の実現のため、格別のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

大 阪 府 知 事 吉 村 洋 文

目 次

1. 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成【1】【2】【3】・・・1

- (1) 教職員の定数改善
- (2) 給特法の抜本的な見直しと処遇改善
- (3) 人権教育の推進
- (4) 学校給食、食育の充実
- (5) 学校保健の充実
- (6) 学校図書館・公立図書館の充実
- (7) 視覚障がい者等の読書環境に係る整備
- (8) 文化等に関する教育の推進
- (9) 医療的ケア児支援の充実
- (10) 私学助成を受ける幼稚園教諭にかかる処遇改善
- (11) 特別支援教育費補助金の充実

2. グローバル社会における人材育成【4】・・・・・4

英語教育の充実

3. 多様なニーズへの対応と社会的包摂【7】・・・・・・・5

- (1) 特別支援学校における教育環境の整備
- (2) 支援を必要とする児童生徒の教育環境の充実
- (3) 日本語指導が必要な帰国・渡日児童生徒支援施策の充実
- (4) チームとしての学校指導体制支援の推進

4. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化【12】・・・・・8

ICT環境の整備等

5. 経済的状況、地理的条件による質の高い学びの確保【13】・・9

- (1) 就学援助制度の充実
- (2) 就学支援金制度等の見直し
- (3) 高校生等奨学給付金制度の見直し
- (4) 奨学施策の充実
- (5) 高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）の推進
- (6) 生活困窮家庭を中心とした学習支援施策の充実
- (7) 原油価格・物価高騰による私立学校園への支援拡充

6. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、 児童生徒等の安全の確保【15】・・・・・・・10

- (1) 児童生徒の生命・安全に関わる事業の拡充
- (2) 学校及び通学路等における安全管理体制の充実
- (3) 私立学校の校舎耐震化

7. 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革・・・・・・・・・・・・12

- (1) 県費負担教職員にかかる権限の市町村への移譲
- (2) 高齢期の職員の待遇改善

※各項目の【】数字は、第4期教育振興基本計画における基本施策

1. 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

(1) 教職員の定数改善

小学校について学級編制の標準を、学年進行で 35 人に計画的に引き下げることとされたが、小学校全学年で早期に実現するとともに中学校及び高等学校にも拡充し、必要な財政措置を講じられたい。また、子どもの貧困に起因する学力課題の解消等、地域の実情に応じて様々な教育ニーズや指導の工夫に対応するとともに、学校における働き方改革や少人数制によるきめ細かな指導体制の計画的な整備を進めるため、一層の拡充を図り、必要かつ適切な財政措置を講じられたい。特に、35 人学級への計画的な引下げに伴う教職員定数の改善については、加配定数を維持されたい。

高等学校については、障がいにより支援や配慮を要する生徒や、日本語指導が必要な生徒等、様々な背景を抱える生徒の増加をふまえ、少人数学級の実現や専門人材との連携など、生徒の状況に応じたきめ細かな支援・指導体制の構築に向けた人員体制の充実が必要不可欠であることから、加配定数の拡充に加え、基礎定数の算定基準の充実・改善を行うこと。

(令和 5 年 6 月最重点提案・要望において要望済み。※養護教諭の複数配置の拡充については、(7) 学校保健の充実 で要望)

(2) 給特法の抜本的な見直しと処遇改善

国においては、現在中央教育審議会に対し「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について諮問しているところであるが、教職の魅力を向上させるためにも、時間外勤務手当を支給できるようにするなど、給特法等の法制的な枠組みを含めた教員の給与制度の抜本的な見直し等、処遇改善の検討を進めるとともに、必要な財源措置を講じられたい。

(3) 人権教育の推進

すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を実現することは、国と地方公共団体共通の責務であることから、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、地域の実情に応じて、地方公共団体が取り組む人権問題の解決に向けた教育に関する施策に必要な財源措置の拡充を図られたい。

(4) 学校給食、食育の充実

学校給食の充実に対応できるよう、学校及び共同調理場の給食施設整備（調

理場に隣接しない配膳室を含む）に対して十分な財源措置を図られたい。

また、子どもたちの健全な食生活の実現、食物アレルギー対応や支援学級等で必要となる給食への合理的配慮、食育の充実に向け、給食の実施方法や児童生徒数に関わらず、栄養教諭を各校1名配置とするよう制度の拡充を図られたい。

加えて、学校給食費については、保護者負担を軽減するため、国の責任において無償化に向けた財源及び制度の見直し等、具体的な施策を早期に示すとともに、無償化を実施する学校設置者への財政措置を講じられたい。

(5) 学校保健の充実

子どもたちが抱える健康課題が多様化かつ複雑化するなか、諸課題に適切に対応できるよう、養護教諭定数の算定基準、とりわけ児童生徒数や収容定員に応じて2人と定める算定基準の見直しを図られたい。

令和2年度の「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和2年度予算における義務教育諸学校の研修等定数等における加配」による養護教諭の加配措置により、コロナ禍における児童生徒の健康観察や諸課題への迅速かつ適切な対応につながった。コロナ5類移行後においても、コロナを含めた感染症の増加傾向にあり、感染への不安による児童生徒等の保健室来室の増加が見込まれるため、再度、加配を拡充されたい。

また、5類移行後も学校における感染予防が必要であることから、平時における換気対策や保健衛生物品の継続的な確保等、令和2年度に創設された「学校保健特別対策事業費補助金」の制度充実等、学校環境整備に必要かつ十分な財源措置を引き続き講じられたい。

(6) 学校図書館・公立図書館の充実

学校図書館・公立図書館を充実・活性化し、児童生徒や地域住民に多様な書籍や視聴覚資料などに触れる機会を提供するため、図書資料の購入等にかかる財政支援の充実を図られたい。

また、学校図書館については、読書センター・学習センター・情報センターの機能を充実させるため、司書教諭を専任化できるよう定数措置を講じるとともに、専門人材の配置の拡充を図られたい。さらに、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」における新聞の配備については、地方交付税による財政措置を国庫補助によるものへと切り替えられたい。

(7) 視覚障がい者等の読書環境にかかる整備

令和元年6月に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」及び令和2年7月に決定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」に基づき以下の措置を講じられたい。

- ア アクセシブルな書籍等の充実及び読書支援機器等の整備とともに、多様な読書方法及び各図書館の視覚障がい者等への読書に関するサービスの周知、読書支援機器の操作方法の習得及び点訳・音訳資料等の製作のための講習会等による人材育成など、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進を図るために必要な措置を講じられたい。
- イ 視覚障がい者等の多様なニーズに対応できるようアクセシブルな書籍等の充実を図るため、一般書籍と電子書籍の同時出版等が可能となる体制整備を図られたい。
- ウ 障がい者手帳の有無や手帳に記載された障がい種別・等級に左右されず読書に関するサービスを受けられるよう、対象範囲の拡大に向けた検討を行わされたい。

(8) 文化等に関する教育の推進

文化財の保存と活用等について、以下の措置を講じられたい。

- ア 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の構成資産のうち、国史跡に指定されている古墳については、将来にわたり適切に保護するため、維持管理事業、整備活用事業及び公有化事業に対する制度及び財源措置の充実を図られたい。
また、世界遺産登録への取組みを推進するとともに、登録された世界遺産の適切な保全を図るため、理念、規制、補助制度等を規定する総合的な世界遺産特別法の制定を図られたい。

- イ 文化財を次世代に良好に継承し広く活用するために、国指定文化財の保存修理や防災施設の設置、耐震診断・耐震補強事業等、史跡等の土地購入や整備事業等、埋蔵文化財の緊急調査等について、所有者等の負担軽減を図り、円滑に実施できるよう、補助率の引上げ及び対象範囲の拡大など、制度及び財源措置の充実を図られたい。

(9) 医療的ケア児支援の充実

私立幼稚園等における医療的ケア児に対する特別支援教育を一層推進するためには、看護師等の人材確保が求められる。こうしたことから、私立幼稚園の負担を軽減し、安定的に看護師等を確保できるように、教育支援体制整備事

業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）のうち医療的ケア看護職員配置事業について、補助率の引上げ等を図られたい。

(10) 私学助成を受ける幼稚園教職員にかかる処遇改善

私立高等学校等経常費補助金における幼稚園教職員の人材確保支援にかかる事業について、私学助成園と新制度移行園との処遇改善格差が年々拡大している。私学助成園における教職員の処遇改善を一層促進するため、新制度移行園並みに制度を拡充されたい。

(11) 特別支援教育費補助金の充実

私立幼稚園等における特別支援教育を一層推進するため、私立高等学校等経常費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）について、障がい児童が1人の私立幼稚園等も補助対象とするように必要な財政措置を講じられたい。

また、近年障がい児童が増加傾向にあることを踏まえ、引き続き特別支援教育を必要とするすべての児童を支援できるように、本事業の予算確保及び地方負担に対する財政措置を拡充されたい。

2. グローバル社会における人材育成

英語教育の充実

国は、初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の拡充強化、中学校・高等学校における英語教育の高度化など、英語教育の抜本的充実に向け、改革を進めている。

小学校においては、平成30年度より、教員の持ちコマ数軽減と質の高い専科指導を担うための新たな加配措置がなされたが、中学校英語の免許状を有していること等が要件となっており、研修等を通じて指導力を高めたり、外国語活動の授業実践の経験豊富な小学校教員を活用したりすることができないため、英語の専門性に関する要件の緩和や、小学校教員が英語免許状を取得しやすくする免許制度上の工夫などの改善措置を講じられたい。

また、子どもたちが国際社会で通用する英語力やコミュニケーション力を身に付けるためには、小中高等学校における英語教育の充実が必要であることから、教員及び児童生徒の外部検定受検に対する予算措置や、教員に対する指導方法等の研修、小学校外国語教育を推進する教員の加配措置の拡充や支援人材等の配置など、英語教育の推進にかかる施策に必要な財源措置を講じられたい。

3. 多様なニーズへの対応と社会的包摶

(1) 特別支援学校における教育環境の整備

大阪府では、障がいのある児童生徒の増加により、支援学校の狭隘化が進んでいる。特別教室の転用等も限界に達しつつあり学校本来の機能の低下が懸念される状況にある。特別支援学校の狭隘化解消のために令和2年度から令和6年度までを「集中取組期間」と位置付けられたが、今後、必要となる学校整備などの学習環境確保を着実に進めていくため、延長措置を講じられたい。また、特別支援学校の設置基準に適合させるために設置者が講じる措置について、一層の財政的な支援を講じられたい。

(2) 支援を必要とする児童生徒の教育環境の充実

障がいのある児童生徒の教育的ニーズの多様化等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた教育環境の充実のため、以下の措置を講じられたい。

ア 本人・保護者の個々の教育的ニーズに沿い、介助や訓練、医療的ケア等に対応するための多様な人材や専門家の配置が可能となるよう、市町村が特別支援教育支援員や介助職員、看護師等を雇用するための財源措置を一層進められたい。また、小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの状況が多様化していることから、障がいの状況に応じたきめ細かな指導・支援の充実を図るため、特別支援学級編制基準の改善と、特別支援教育コーディネーターの定数措置を講じるとともに、自立活動や交流及び共同学習の指導充実に必要な財源措置を講じられたい。加えて、通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒の状況やニーズを踏まえ、通級指導担当教員の基礎定数化の確実な実施と、「児童生徒13人に教員1人」の基準の引下げを講じられたい。

イ

・学校教育法施行規則の改正により、学校で医療的ケアを行う看護師の名称及び職務内容が規定されたものの、学校看護師の配置については、依然として、定数化されていない。学校で、医療事故なく、安全に医療的ケアを実施するためには、安定的な看護師の確保は必要不可欠である。「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月施行）」において、国は「医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図れるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする」と、その責務を示したことからも、安定的な学校看護師の確保のため標準法

定数内配置の義務付けをされたい。また、標準法定数内配置にあたっては、医療的ケアが必要な児童生徒の状況は様々であることから、それに対応した客観的な基準の設定を求める。

・ 幼児・児童・生徒の実態把握、個別の指導計画の作成、教材・教具の工夫・評価などについて専門的な視点からの指導方法の改善を図り、かつ、実践を通じたOJT研修の実施などを行う必要性から、自立活動、職業教育等の専門的技能を有するPT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）および心理学等の専門職種を標準法定数内配置されたい。

・ 地域の小中学校における支援学級や通級による指導において、特別の教育課程を編成している児童生徒数は増加している。学校教育法第74条に示されるとおり、支援学校は地域の小学校等の要請に応じて、必要な助言や援助を行うことが強く求められている。そのため、支援学校に求められているセンター的機能をさらに強化するための人員を標準法定数内配置されたい。

ウ 「学校における医療的ケアの今後の対応について（平成31年3月文科省通知）」において、登下校中に医療的ケアが必要な児童生徒について、専用通学車両（看護師等同乗）による登下校の可能性をできるだけ追求することが示された。大阪府においては、令和2年度から「医療的ケア通学支援事業」を本格的に実施し、また、従前より看護師を配置して教育環境の整備を図っているところであるが、より安全な体制の構築と教育環境の充実に向け、看護師の配置にかかる国の補助率を引き上げる等、更なる財政措置を講じられたい。

エ 特別支援学校における通学バスについて、その運行実態に見合った適切な財源措置を講じられたい。

オ 知的障がいのある生徒が高等学校とともに学ぶ制度である知的障がい生徒自立支援コースをはじめ、高等学校で学ぶ障がいのある生徒の教育環境について、必要となる施設設備の改修や人的配置にかかる財源措置を適切に講じられたい。特に、多様な教育的ニーズのある生徒の高等学校における学習保障のために、学校生活上の介助を要する生徒に対する介助員の配置や、視覚障がいのある生徒への点訳のための技術者の配置、医療的ケアを必要とする生徒への看護師配置に係る財源措置を講じられたい。また、高等学校及び中等教育学校後期課程における特別支援学級設置について、学校教育法施行規則や公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律などの法的整備を行い、必要な財源措置を講じられたい。

カ 高校における通級指導について、生徒一人ひとりの状況に応じて指導内容が異なるため、適切な目標設定等をはじめ、業務が多岐にわたり、多くの時

間を要していることから、人的配置にかかる財源措置を講じられたい。加えて、高等学校は、学校により教育課程等の特色が異なるうえ、通学区域が広域となることから、現時点においては、学科や地域バランスを踏まえた自校通級実施校の設置が必要と考えることから、更なる財源措置を講じられたい。

(3) 日本語指導が必要な帰国・渡日児童生徒支援施策の充実

大阪府では、日本語指導を要する帰国・渡日児童生徒が増加している。令和4年度には、府の独自調査において、対象児童生徒数が小中学校で3,300人を超える、府立高校においても約400人が在籍しており、加配教員の配置や巡回指導、教員向け研修の実施等により対応しているが、支援が十分とは言えない状況である。

平成29年度より10年間で加配教員を基礎定数化することとされたが、対象児童生徒18名に対し教員1名の配置では、少数散在化、多言語化の進む現状に対応するには不十分であることから、日本語指導加配教員等の増員配置に必要な財源措置を講じられたい。

(4) チームとしての学校指導体制支援の推進

不登校児童生徒数が過去最大となるなど、学校が抱える課題がより複雑化・多様化している中、生徒指導上の課題や特別支援教育の充実などの課題に対応するとともに、学校における働き方改革を進めるためには、学校や教員が多様な専門性や経験を持つ人材と連携し、チームとして対応していくことが肝要である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員等、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士及び公認心理師などの福祉医療関係の専門性を有する人材について、標準法による定数措置を講じられたい。特に学級担任制である小学校においては、日常的に子どもと複数の教員等が見守り指導する体制をとることが必要。しかし、現状の補助率では国が目標とする全小中学校へのスクールカウンセラーの配置等、事業の拡充は難しいことから、補助率の引上げ等、財政上の措置等を講じられたい。

また、いじめを含め児童生徒が抱える様々な問題の深刻化を未然に防止するため、SNS等を活用した相談体制の構築にかかる財政措置の維持・拡充を図られたい。

さらに、いじめや虐待対応等、学校の教育活動に関する法的な観点からのアドバイスや、児童生徒へのいじめ防止教育等を行うスクールロイヤーの継続的な活用のために必要な財政措置を講じられたい。

「スクールソーシャルワーカー活用事業」、「補習等のための指導員等派遣事業」は、交付申請額を大きく下回る内示により事業実施に大きな支障が生じているため、本年度の追加配当と次年度における十分な予算確保を図られるとともに、補助率の引上げや市町村事業を補助対象とする等、財政上の措置等を講じられたい。

また、中学校夜間学級においては、生徒個別のニーズが多岐にわたっており、広く学校運営に関して、中学校夜間学級として独自の位置づけが可能となるよう関連法令、制度等の整備を講じられたい。

4. 指導体制・ＩＣＴ環境の整備、教育研究基盤の強化

ＩＣＴ環境の整備等

児童生徒の情報活用能力の育成に向け、2年間延長された2018年からの「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」(2018~2024)で示されている整備方針とともに、「GIGAスクール構想の実現」による整備を受け、学校がICTを効果的に活用した教育を今後も推進できるよう、校務DXを含めた新たなICT環境整備方針等の早期策定と、それに必要な財源措置の拡充を講じられたい。加えて、既に国庫補助で整備された小中学校や私立学校分も含め、すべての校種における端末や通信機器等の保守・更新等のランニングコストや、学校及び家庭学習等で必要となる通信費について、毎年度財政措置されたい。なお、地方交付税による財政措置については、補助金による財政措置へ切り替えられたい。

また、令和3年度から教職員の日常的なICT活用の支援に従事する職員として規定された「情報通信技術支援員」について、すべての学校に配置するために必要な補助制度の創設など、必要な財政措置を講じられたい。

5. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保

(1) 就学援助制度の充実

教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう実施されている就学援助制度について、市町村において必要な援助を行えるよう、国庫補助金等の充実により、十分な財源措置を図られたい。

また、要綱上対象とされている小学校就学前の児童のほかに、中学校夜間学

級生徒及び学齢期を超えた帰国・渡日生徒も本制度の対象となるよう、制度を拡充されたい。

(2) 就学支援金制度等の見直し

高等学校等就学支援金制度については、高校生等の修学機会の確保のため、所得制限を撤廃するとともに、原級留置等により修業年限を超過しても退学せず学び続けようとする生徒も対象となるよう制度を拡充されたい。

また、制度改正の際には、事務処理やシステムの操作などについて都道府県及び学校に過度な負担とならないよう、ご配慮いただきたい。

さらに、高等学校専攻科の生徒への修学支援制度については、全額国庫負担により実施されたい。

(3) 高校生等奨学給付金制度の見直し

高校生等奨学給付金制度については、県費負担教職員制度の見直しによる指定都市への税源移譲に伴い、税源移譲前は、市町村民税所得割が非課税で奨学給付金の対象であった生徒の一部が、税計算上の端数処理により、課税されることによって対象外となり、指定都市とその他の市町村で取扱いに差が生じている。については、従前どおり税源移譲前の税率による市町村民税所得割額を判定基準とするなど、指定都市とその他の市町村で奨学給付金支給の取扱いに差が生じることのないよう、速やかに改善を図られたい。

(4) 奨学施策の充実

「高等教育の修学支援新制度」の授業料等の減免制度と給付型奨学金の支給については、多くの学生に対して支援されるようにさらなる拡充、採用方法の改善等を図られたい。

また、独立行政法人日本学生支援機構が実施する第一種（無利子）奨学金についても貸付枠を一層拡充するとともに、第一種奨学金に適用されている所得連動返還型奨学金制度を第二種奨学金にも適用するなど、制度の充実を図られたい。

(5) 高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）の推進

「高等教育の修学支援新制度」について、都道府県が専門学校に対して補助金を交付するにあたって不可欠である対象生徒の個々の認定状況に関する情報が提供されていないことから、都道府県に対して必要な情報が提供されるよ

う制度運用の改善を早急に図られたい。

また、減免対象生徒の申請手続の負担や経済的負担の一層の軽減につながるよう、申請手続の簡素化及び負担金の交付時期の早期化を図られたい。

令和6年度からの支援対象の拡大に際しては、専修学校と大学における両者の制度の違いを踏まえつつ、その事務処理において都道府県や学校に対して過度な負担が生じないようご配慮いただきたい。

(6) 生活困窮家庭を中心とした学習支援施策の充実

この間の国調査により、家庭所得等の経済的背景と子どもの学力には高い相関関係が見られるという結果が示され、また、大阪府が平成28年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」からも、困窮している世帯ほど、子どもが安心して学習に取り組むことができる教育環境が整っていないことが明らかとなっている。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の機会均等を図ることは極めて重要であることから、学校という場を介して、生活困窮家庭の子どもに対し学習支援や進路相談等、きめ細かな支援を行うため、就学援助率の高い学校への加配教員や指導に携わる人材等の配置・充実などに必要な財源措置を講じられたい。

(7) 原油価格・物価高騰による私学学校園への支援拡充

原油価格・物価高騰により、私立幼稚園・小学校・中学校・高等学校の経営が圧迫され、保護者負担に影響を及ぼす可能性がある中で、事業活動を下支えし保護者負担の増大を防ぐことができるよう、私立高等学校等経常費助成費補助金の補助単価引き上げや、幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付の増額といった支援の拡充を図られたい。

6. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全の確保

(1) 児童生徒の生命・安全に関わる事業の拡充

アスベストの対策工事は、児童生徒の生命・安全に関わるものであり、早急に着手すべきであることから、小中学校、特別支援学校に対しては補助要件を緩和するとともに、高等学校に対する財政支援措置の拡充を関係省庁に求め、対策基準の明確化など技術的観点からも支援されたい。

また、学校施設の維持管理点検が災害対応等を考慮し強化されていることに伴って、今後、経年劣化等の老朽化への対応や、ブロック塀の撤去等をはじめとする学校設備の防災機能強化などの対応にかかる地方負担の増加が見込まれることから、必要な財源措置を講じられたい。

併せて、施設の安全点検に要する経費に対する助成を新設するなど、早期に格段の財政支援を行わみたい。

加えて、学校現場において需要の高い空調更新等をはじめとする、公立学校施設整備に関して必要な財源措置を講じられたい。また、実施すべきとされる改修工事の要件等の緩和及び補助単価・補助率の引上げ等、補助制度の充実を図られたい。

(2) 学校及び通学路等における安全管理体制の充実

近年、学校への不審者の侵入や登下校時の交通事故など、幼児児童生徒の安全・安心な学校生活を脅かす事件が後を絶たない状況にあることから、学校や通学路における安全確保のための人的措置や防犯関連機器・設備の設置など、安全確保対策に必要な財源措置を講じられたい。併せて、7月1日から道路交通法の一部を改正する法律が施行され、16歳以上のものであれば、特定小型原動機付自転車（以下「電動キックボード等」という。）について免許がなくても利用が可能となるため、電動キックボード等の安全教室実施に係る予算措置を講じられたい。

特に、学校・家庭・地域の連携協力推進事業における地域ぐるみの学校安全体制の整備にかかる事業補助については、交付申請額を下回る内示により事業実施に支障が生じていることから、申請額どおりの補助金の交付、及び次年度における十分な予算確保を図られたい。

(3) 私立学校の校舎耐震化

学校施設は児童生徒の安全確保の基盤であり、災害発生時における地域住民の避難所としての役割も担っている。私立学校全ての学校施設の耐震化が迅速に進むよう令和6年度末までとなっている私立学校に係る耐震改築工事の補助を、令和7年度以降も継続されたい。

また、耐震化を一層促進するため、耐震補強工事等を含めた私立学校施設の耐震化に係る補助について補助率の引き上げを図られたい。

7. 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革

(1) 県費負担教職員にかかる権限の市町村への移譲

大阪府では、地方分権をより一層推進する観点から、条例による事務処理の特例制度を活用し、小中学校の教職員の人事権を豊能地区3市2町へ移譲しているところである。

県費負担職員の給与等の負担、任命権、定数の決定及び学級編制基準の決定については、任命権にかかる条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施するとされているところであるが、教職員人事権の移譲については、人事権と給与負担は一致すべきであることから、市町村がより主体的に義務教育を実施することができるよう、適切に検討を進められたい。

(2) 高齢期の職員の待遇

地方公務員の改正により令和5年度から定年年齢が段階的に引き上げられるとともに、60歳を超える職員の給与水準が60歳前の7割水準とされることになるが、これに伴う教職員の待遇について、以下の措置を講じるとともに、必要な財源措置を講じられたい。

ア 校長については定年年齢引き上げによる60歳越えの7割水準が暫定再任用校長の待遇を下回ることから、こうした逆転が発生しないような仕組みを構築されたい。

イ 校長以外の暫定再任用職員の待遇について、7割水準とされる定年年齢引き上げ後の待遇を考慮して改善を図られたい。